

前号を読んで

「国立大学法人筑波大学」立 「筑波大学」・・・？

笹井弘之
調整官

“法人化”って何だ？

本学が、「国が設置する筑波大学」から「国立大学法人筑波大学（以下、長いので、「法人」とする）が設置する筑波大学」になって、1年が経過した。

“国立大学の法人化”を法律的に小難しく言うと、上記のようになるのではないか。

その趣旨や目的については前号の特集を参照されたいが、要は、「国の機関として位置付けられている国立大学・・・を法人化し・・・優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現する」（国立大学法人法案等の提案理由説明）ということである。

つまり、法人を設置者ということにして、大学運営にとって使いにくい国の仕組みにとらわれないですむようにし、大学を活性化しようということなのであって、“法人化”は単なる手段に過ぎない。

設置者は変わっても、国立大学という位

置付けは変わらないし（学校教育法2条、国立大学法人法2条）、収入の多くを税金に頼っているということも変わらない。

（そういう意味で、一定の制約はある。）

「法人」丸の一員として

では、何が変わったのか？ 一番大きいのは、筑波大学の教職員一人一人が、大学運営に責任を負っているということが、はっきり見えるようになったことではないか。

私たちは、本学において教育や研究に従事する、あるいは、事務等に従事してそれらをサポートする身であるが、同時に、本学を設置し、運営する法人の一員でもある。

もちろん、これは、全員が常に大学運営を考えていなければならないということではないが、一方で、「本学がよくなるためには」ということを念頭に置いて、職務に邁進するということが求められる。

重要なのは、工夫と改善である。そのために“法人化”したのだから。

特に、事務職員は、「前例踏襲」ではイケナイ。限られた時間や資源を活用して、最大限の効果を発揮するためにはどうすべきかを考えなければならない。変えることを恐れてはいけない。変えずに、本学が沈滞化することこそ恐れるべきである。

（ささい ひろゆき）